

自転車の交通違反は



令和8年4月1日から



交通反則通告制度（青切符）適用

✓ 16歳以上が対象（運転免許の有無は関係なし）

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	
指定場所一時不停止等	
自転車制動装置不良（ブレーキなし等）	5,000円

基本的には自転車の交通違反を認知した際は、現場で指導警告を行いますが、その違反が交通事故の原因となるなど、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

★ 青切符が始まる前に交通ルールを学習



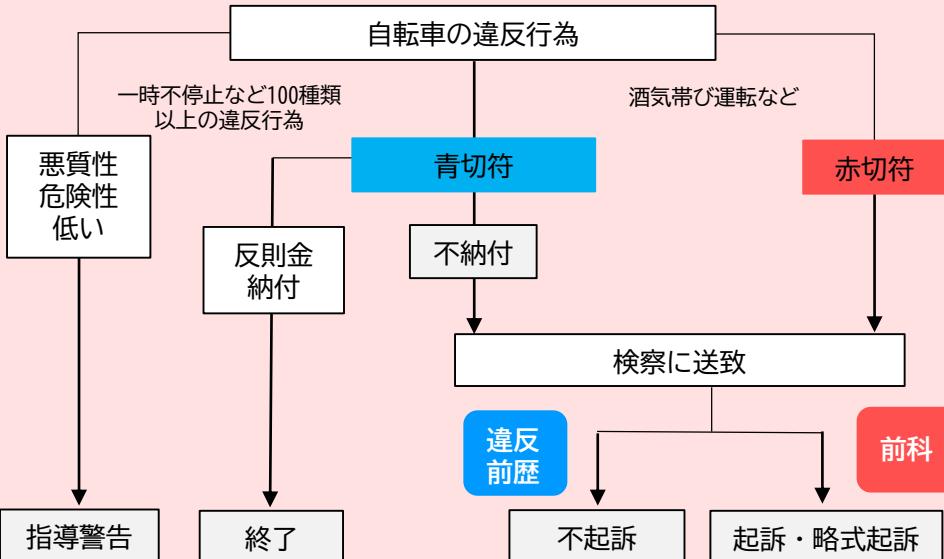
問題を
解いてみよう



？ 交通反則通告制度（青切符）とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が終結される制度

～交通違反の処理の流れ～



[神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」ダウンロードはこちら](#)



神奈川県警察

